

和のまちをつくる太子町議会基本条例

逐条解説

前文

- 第 1 条 (和を以て貴しと為す)
- 第 2 条 (基本的な原則)
- 第 3 条 (議論の場を設ける)
- 第 4 条 (誠実に責任を果たす)
- 第 5 条 (多様な考えを認め寛容を示す)
- 第 6 条 (まごころをもって職務を遂行し信頼を築く)
- 第 7 条 (住民と共に創る)
- 第 8 条 (互いに尊重し礼を尽くす)
- 第 9 条 (勤勉に働き学び続ける)
- 第 10 条 (公正を守り節度を保つ)
- 第 11 条 (人材を活かし議会を活性化させる)
- 第 12 条 (分別を持ち冷静に行動する)
- 第 13 条 (驕（おご）りを避け行動を慎む)
- 第 14 条 (健康を維持する)
- 第 15 条 (持続可能な議会を保持する)
- 第 16 条 (議会の確実な運営を図る)
- 第 17 条 (議論を尽くし英知を集める)

附則

令和 7 年 3 月

兵庫県太子町議会

「和のまちをつくる太子町議会基本条例」の制定にあたって

この条例は、現在所属している議員全員の思いを反映させ、太子町議会の基本方針を示したものです。私たち太子町議会がどのように考えているのか、読まれた方の誰もがわかるように平易な表現に努めました。この条例に触れた方が、議員を志すきっかけとなることを私たちは期待しています。

聖徳太子ゆかりのまちとして、「十七条憲法」に記された理念を現代に活かすことを意図し、この条例では各条の見出しと第1項に理念的な文言を置くことを基本として全体を構成しています。また、前文は手紙調に、文章も「です・ます調」となっていますが、これは私たちが親しみやすい議会を目指していることの表明でもあります。

この逐条解説では、用語の解説に加えて、条例をつくる際に議論になったことや条文に込めた私たちの思いなどを綴りました。

太子町議会議員	中島	貞次
	北川	嘉明
	清原	良典
	首藤	佳隆
	藤澤	元之介
	堀	卓史
	中薮	清志
	玉田	正典
	森田	哲夫
	出原	賢治
	松浦	崇志
	桑名	幸夫
	玉田	晶久
	山本	順久
	吉田	智子

■ 前文

未来の太子町へ

私たちのまち兵庫県太子町は、瀬戸内の穏やかな気候と豊かな自然に恵まれ、長い歴史と文化に支えられて栄えてきました。若々しくのびゆく町であると同時に、先人の努力と足跡に敬意を払い、その知恵は現在にも活かされています。聖徳太子が「十七条憲法」の中で謳った「和を以て貴しと為し」の精神は、「和のまち太子」の合言葉となって今もこの地に息づいています。私たちはそのような太子町を誇りに思います。

「和」を大切にすることには、自己と他者が人間性を尊重し合い、信念をもって議論を尽くし、調和を形成していくということが含まれています。議事機関である私たち議会にこそ必要な姿勢であり、議員相互のみならず住民と議会、町長や町職員と議会との関係性においても望まれる姿です。聖徳太子がそれぞれの条文の中で示した理念には今もその意義を失っていないものが多く、現代の議員としての役割や責務、行動にいかに関与させるかが問われているように思えてなりません。とりわけ私たちは、住民とともにあり、住民から信頼される議会であり続けたいと願っています。

もとより地方議会は、日本国憲法と地方自治法に基づく議事機関であって、地方公共団体の最高意思決定機関です。二代表制の下、町長をはじめとする執行機関との緊張関係を保ちながら、住民の立場から町政を監視するとともに、政策を立案し提言することによって住民福祉の増進と町の発展に寄与する役割と責務があります。議会がその機能を全うするためには、住民の声を受け止め政策に反映させることに加え、町政の状況と課題について、議会には伝える努力が、住民にはそれを知ろうとする努力が求められます。私たちは、住民の皆さんが参画する議会を思い描き、この条例をつくり上げました。

「和のまち太子」の継承と新たな進展に向け、議会と議員の活動原則、住民と議会、町長その他の執行機関と議会との関係を明らかにするとともに、互いの信頼に基づき共創する議会を目指し、果たすべき使命を念頭に不断の議会改革に取り組むことを誓い、議会の最高規範としてこの条例を制定します。

太子町が、将来にわたって住民の幸福度が高いまちとして発展し続けることを願い、関わるすべての人々とともに私たちは歩み続けます。

【前文の解説】

この前文は、太子町の未来に向けた手紙の形式で書かれています。「和のまちをつくる太子町議会基本条例」の全体にかかる決意を明記しています。

■ 第 1 条

(和を以て貴しと為す)

第 1 条 太子町議会は、和を重んじ、円滑かつ公正な議会運営のために、すべての議員が協調及び協力することを基調とします。

2 この条例は、町長とともに二元代表制の一翼を担う議会について、その役割を明らかにし、議会及び議員の活動原則等の基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づき住民の負託に応え、住民福祉の増進と公正で民主的な町政の推進に寄与することを目的とします。

【条文の解説】

この条文は、前文に掲げた決意を踏まえて、本条例の目的を定めています。

通常の条例とは異なり、本条例における各条文の第 1 項と見出しには、太子町議会やその議員が指針とすべき理念的な文言を置くことを基本としました。聖徳太子の「十七条憲法」に記された理念を現代の議会活動に生かそうとする意図を含んでいます。

この条文の第 1 項では、全ての議員が意見の違いや少数意見を尊重しつつ、協調・協力することが基調であることを謳っています。なお、「和を以て貴しと為し」から始まる「十七条憲法」の第 1 条には、「睦まじく論じ合う」ことで物事を達成しようとする理念が記されています。

第 2 項において、「二元代表制」とは、日本国憲法に保障されたものであり、町長と町議会議員とともに住民が直接選挙で選ぶ制度のことをいいます。「地方自治の本旨」も、日本国憲法に明記されており、住民自治と団体自治から成ります。「住民福祉の増進」は、地方自治法第 1 条の 2 に明記されている概念になります。「福祉」には幸福感という意味があります。

■ 第 2 条

(基本的な原則)

第 2 条 太子町議会と議員は、日本国憲法及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、その他の法令を遵守するとともに、町の基本方針並びに公共の利益を尊重し、住民福祉の増進に向け全力を尽くして職務を遂行します。

【条文の解説】

この条文は、この条例全体の前提となる議会と議員の基本的な原則を述べています。

「十七条憲法」の第 2 条では、社会を治める三つの大切な基盤として「仏、法、僧」を挙げています。この条例においては、法令の遵守、公共の尊重、住民福祉の増進の三つを掲げています。

■ 第 3 条

(議論の場を設ける)

第 3 条 太子町議会議員は、議会が議事機関であることを認識し、相互の尊重と信頼に基づいて責任ある自由な討議を行います。

2 議会は、次に掲げる原則に従い活動します。

- (1) 適正な町政運営が行われているか、住民の立場に立って監視・評価をすること。
- (2) 調査研究を行い、質の高い有益な政策提言を行うこと。
- (3) 公平性及び透明性を確保し、住民に信頼される開かれた議会を目指すこと。

【条文の解説】

この条文の第 1 項は、太子町議会議員の活動原則を記しています。議会が議事機関であり、協議による合意形成を目指す場であることから、議員が持つべき基本的な姿勢を述べています。

第 2 項は、太子町議会の活動原則を記しています。議会の活動原則は多々ありますが、中でも優先順位が高く重要な行動として、行政監視、政策提言、公平性・透明性の確保について記しています。

■ 第 4 条

(誠実に責任を果たす)

第 4 条 太子町議会議員は、職務に対する責任を自覚し、住民の規範となるような言動を心掛けます。

2 議員は、住民の負託に的確に応え、住民生活の質的向上に寄与するよう努めます。

3 議員は、町政における課題並びに住民の多様な意見や意思の把握に努め、町政に反映できるよう努めます。

4 議員は、常に自らの資質向上に努めるとともに、住民から信頼されるよう行動します。

【条文の解説】

この条文は、第 3 条 1 項に続き、太子町議会議員の活動原則について記したものであり、果たすべき責任とあるべき姿を掲げています。私たちは、住民を代表する立場にあることを自覚し、何よりも住民との関係性を大切にしたいと考えています。条例制定に向けた議員間の協議においても、住民を強く意識した議論が数多くなされ、この条例に反映されています。

■ 第 5 条

(多様な考えを認め寛容を示す)

第 5 条 太子町議会と議員は、他者との関係性において、自己と異なる意見や多様な価値観を尊重し、寛容かつ公平な態度を保持するものとします。

2 議員の服装については原則自由とします。ただし、公的行事や対外的な活動において、目的に即した適切な服装を求められる場合は、この限りではありません。

【条文の解説】

この条文は、様々な立場や境遇にある住民の意見を汲み取り、また議会での協議においても少数意見にも配慮し、意見や見解の違いに対して寛容な態度で接することの大切さを述べています。

第 2 項の服装の自由化に関しては、条例で規定する必要性を問う意見もありましたが、多様性そのものを太子町議会として認めるという宣言の意味合いがあり、さらに若者や女性、会社員など多様な人材の議会への参画を促す観点から、この条文を盛り込むこととなりました。服装の自由化によって、議会と議員を身近に感じてもらい住民との距離を近づける効果も期待しています。

なお「多様性」とは、組織や集団において、人種や性別、宗教、価値観などが異なる様々な属性の人材を迎え入れ、共存しながら、それぞれが持つ能力や考えを活かす取組みを言います。

■ 第 6 条

(まごころをもって職務を遂行し信頼を築く)

第 6 条 太子町議会議員は、住民との意見交換を行い、相互信頼の醸成に努めます。

2 議会は、次に掲げる原則に基づき、情報公開を推進し、説明責任を果たします。

- (1) 原則として、すべての会議（本会議、委員会等）を公開します。
- (2) 活発な広報及び広聴活動を通して、透明性のある議会運営を実現します。
- (3) 情報発信においては、多様な手段を用いて、住民に伝達します。
- (4) 住民への説明にあたっては、平易で分かりやすい表現を心掛けます。

【条文の解説】

この条文は、議会・議員と住民との関係を示しています。

第 1 項は、議員の住民に対する原則的な姿勢を記しています。

第 2 項は、議会の情報公開と説明責任に関する原則を述べています。なお、第 2 項第 1 号の会議の「公開」については、規程等の定めに基づきます。

■ 第 7 条

（住民と共に創る）

第 7 条 太子町議会と議員は、住民参加を促進し、住民との協働を推進します。

2 議会は、年に 1 回以上の住民との意見交換会を開催し、その声を議会運営に反映させるよう努めるものとします。

3 議会は、住民による請願や陳情を政策提案と受け止め、その審査の際、提案者の意見を聴取する機会を設けるよう努めます。

4 議会は、住民からの声を受け付ける窓口として「議長への手紙」の制度を設けます。

5 議会は、住民に影響を及ぼす条例を議員発議により提案する際は、住民の意見を広く聴取する機会としてパブリックコメント等を実施します。

6 議会は、必要に応じて「議会サポーター」を募り、任命することができます。

【条文の解説】

この条文は、議会が住民にとって身近な存在となり、太子町の未来を共に創りあげる（共創）ことを記しています。

第 4 項の「議長への手紙」は、他の議会基本条例には見られない太子町議会の特長です。この条文を用意した意図は、すべての住民に常にかかれていることを宣言することであり、また、サイレントマジョリティー（物言わぬ多数派）の声が届くということでもあります。当面の間、窓口は議会事務局に設置しますが、町長等の協力を得て、本庁舎や公民館、文化会館等の町の施設に設置することや、議会ホームページでの受付も検討します。

第 6 項の「議会サポーター」とは、議会活動に協力してくれる住民を意味しています。より開かれた議会とするために、議会活動への住民の参画を広げることが意図した条文です。

■ 第 8 条

（互いに尊重し礼を尽くす）

第 8 条 太子町議会と議員は、町長その他の執行機関（以下「町長等」といいます。）と緊張関係を保ちつつ、礼節を重んじた対応を行います。

2 議会は、議案等の審議及び審査において、町長等と対等な立場で、建設的な政策論議を行います。

3 議会は、本会議での一般質問は、論点を明確化するため、一問一答形式により行います。

4 議会は、町の重要政策について、次に掲げる事項の説明を町長等に求めることができます。

- (1) 提案の背景及び必要性
 - (2) 提案に至るまでの経緯
 - (3) 総合計画との整合性
 - (4) 実施に要する費用及び財源の詳細
 - (5) 長期的な費用対効果の評価
- 5 町長等は、本会議又は委員会における議員の質疑等に対して内容の確認をする場合に限り、議長又は委員長の許可を得た上で反問することができます。

【条文の解説】

この条文は、議会と町長等との関係について述べています。

一般に議会の役割として、執行機関への監視機能が求められています。そのため、町長等と議会の間には緊張関係が必要です。一方で議会は、町長等と両輪となって、町の発展に資する政策論議を展開する責務があります。建設的な議論のためには、互いに敬意をもって尊重し合い、節度ある対等な関係性を崩さないことが大切です。

「十七条憲法」の第4条には「礼を以て本と為よ」とあり、礼節を重んじることの重要性が記されています。

第5項にある「反問」については、太子町議会会議規則の第54条の2に規定があります。なお、「反問」であり「反論」ではありません。

■第9条

(勤勉に働き学び続ける)

第9条 太子町議会議員は、常に学び続ける姿勢を持ち、職務遂行に必要な知識及び技能の習得に努めます。

2 議会は、議員の政策形成及び政策立案の能力向上並びに調査研究に資するため、議会図書室の適正な管理及び資料等の充実、並びに議員研修の実施及び充実に努めるものとします。

3 議会は、学識経験者その他専門的知見を有する者の助言を積極的に活用するものとします。

【条文の解説】

この条文は、議会に求められる政策立案機能について、その強化と環境整備に関する事項を記しています。その前提として、議員の資質向上が常に求められており、学び続けることが重要だと考えています。

「十七条憲法」の第8条や第13条からは、勤勉に働き幅広く学ぼうとする思想が読み取れます。

■第 10 条

(公正を守り節度を保つ)

第 10 条 太子町議会議員は、公職にある者としての責務を深く認識し、高い倫理性を保持するとともに、議員としての品位を保ち、不正行為やハラスメントを容認しません。

2 議員は、別に定める太子町議会政治倫理条例（平成 20 年条例第 13 号）を遵守します。

3 議員は、特定の個人又は団体の利益に偏ることなく、住民福祉の増進と公正で民主的な町政の推進に寄与するよう努めます。

4 議員に係るハラスメントの防止等について、必要な事項は別に定めます。

【条文の解説】

この条文は、議員の政治倫理について述べています。政治倫理とは、政治に携わる者がもつべき職業倫理ないし責任倫理であり、議員という仕事を遂行する上で遵守すべき行動規範となるものです。（「自治体議会のあり方探求 第 16 回議員活動と政治倫理、慶應義塾大学大学院法務研究科客員教授 川崎政司、議員 NAVI 2021.01.29」を参考とさせていただきました。）

第 4 項のハラスメントについては、議員によるものを厳禁とするとともに、議員に対するものについても考慮すべきであることが議論となりました。

「十七条憲法」では、「公正」であることの大切さが根底に流れており、第 5 条や第 11 条などで繰り返し述べられています。

■第 11 条

(人材を活かし議会を活性化させる)

第 11 条 太子町議会は、議会活動に関わるすべての人を大切にし、議会全体の活性化及び機能強化に結び付けます。

2 議会は、政策形成及び政策立案の能力向上及び議会活動を円滑かつ効率的に進めるために、議会事務局の充実強化に努めます。

3 議長と町長は、議会事務局職員の人事に関して事前に協議を行うものとします。

4 議会は、議会活動を活性化するため、他の地方公共団体の議会、大学その他の機関との交流及び相互連携を図るよう努めます。

5 議会は、議会活動への住民の協力に感謝し、必要に応じて感謝状等により表彰を行うことができます。

6 議会は、主権者教育を推進し、次世代の議員候補者育成に努めるものとします。

【条文の解説】

この条文には、議会事務局をはじめ議会につながるあらゆる人々と共に議会機能を高めていこうとする思いを記しています。「十七条憲法」の全体を通じて感じられることは、人を大切にしようとする考えであり、これはどのような組織にあっても重要な視点だと思います。

第2項と第3項に記載の「議会事務局」は地方自治法第138条に規定された機関であり、議会のパートナーとして重要な役割を果たしています。その維持と充実強化は、議会の機能を高める上で欠くことのできない要素です。

第4項は、近隣の議会との連携を記しています。地域全体の発展を目指すとともに、情報交換をすることで町政や議会活動に活かしていくことを意図しています。また、外部機関との連携は、専門的な知見の活用を目指すものです。

第5項は、議長名で住民を表彰する規定となります。執行機関においても表彰の規程はありますが、議会からの表彰として想定している内容は、第7条で規定している議会サポーターや、議会報告会で協力いただいた個人または団体、その他議会活動への貢献に対して感謝の気持ちを表すものとなります。住民と議会の結びつきをさらに強めていくねらいもあります。

第6項の「主権者教育」とは、「国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育成していくこと」とされています（総務省「主権者教育の推進に関する有識者会議」2015年）。子どもから大人まで、あらゆる年代において継続した取り組みが必要であり、議会にもその役割を果たす責務があります。

■第12条

（分別を持ち冷静に行動する）

第12条 太子町議会は、住民の生命及び生活に重大な影響を及ぼす災害等が発生した場合は、議会の機能を途切れることなく維持しつつ、住民並びに地域の状況を把握し必要な対応を町長等に要請します。

2 議会は、災害等の発生に備え太子町議会業務継続計画（BCP）を策定します。

【条文の解説】

この条文は、災害発生時などの対応について、議会の役割と行動を明記したものです。

第2項では、執行機関の業務継続計画と連動し、議会に特化した業務継続計画の策定を意図しています。重要な論点の一つとして、災害対策本部等の指揮命令系統を混乱させないことが肝要であり、議員個人ではなく議会として対応しなければならないということが議論になりました。

「業務継続計画」とは、災害などの緊急事態における企業や団体の事業継続計画（Business Continuity Planning）のことを指します。

■ 第 13 条

(驕 (おご) りを避け行動を慎む)

第 13 条 太子町議会議員は、権力を濫用することなく謙虚な態度を保持し、議員相互、町長等及び住民との関係において、対等な立場で行動します。

2 太子町議会議員に対して、「先生」、「議員」又は役職名を付した呼称はしないことを原則とし、「さん付け」での呼称を推奨します。ただし、公式の場において、必要性が認められる場合はこの限りではありません。

【条文の解説】

この条文では、議員が謙虚で驕らない態度を保持することを明記しています。

第 2 項に記した「さん付け」の推奨は、議員が特別な存在ではなく、周りの人々と対等でフラットな関係でありたいとの願いを表しています。まちづくりのパートナーとして、「先生」ではなく「〇〇さん」と呼んでもらいたいと思います。ただし、強制するものではありませんし、議会の本会議などでは役職名を付した呼称が必要な場合もあります。

「十七条憲法」の第 10 条には、人と意見が違うときには謙虚に省みることが大切との教えが記されています。

■ 第 14 条

(健康を維持する)

第 14 条 太子町議会議員は、自身の健康を適切に管理し、職務遂行に支障をきたさないよう努めます。

2 議員は、議会活動への影響を考慮し、毎年 1 回以上の健康診断を受診するものとし、議会は議員の受診状況を把握します。

【条文の解説】

議員として職務遂行をするためには健康であることが基本です。この条文では、議員が率先して健康を維持することに努め、議会機能を維持する責務を果たしていくことが意図されています。

第 2 項で、診断結果は個人のプライバシーに関わるものであり、議員各人が置かれた状況も様々であるため、受診はあくまでも議員本人の判断に委ね、議会は受診状況を把握することにとどめます。

■ 第 15 条

(持続可能な議会を保持する)

第 15 条 太子町議会と議員は、この条例の理念に基づき、議会の維持と継続的な発展に努めます。

- 2 議会は、社会の変化や時代の要請に応じた在り方を追求し、自らの改革に不断に取り組むものとし、また、情報通信技術を活用した効率的かつ合理的な議会運営を推進します。
- 3 議会は、議員報酬について任期中に 1 回以上の検討を行い、必要があれば太子町行財政審議会の開催を町長に要請します。
- 4 議会は、議員定数について、任期中に 1 回以上の検討を行います。

【条文の解説】

この条文は、たゆみない議会改革に取り組み、議会機能を維持し高めていこうとする決意を記しています。

第 2 項にある情報通信技術とは、デジタル社会形成基本法（令和 3 年法律第 35 号）第 2 条に規定する情報通信技術を意味します。

第 3 項と第 4 項にある議員報酬と議員定数は、別々に考えるべき項目であると判断し、敢えて項を分けて記しています。なお、第 3 項の議員報酬は太子町行財政審議会で審議されるため、執行機関との調整が必要です。

■第 16 条

（議会の確実な運営を図る）

第 16 条 議会は、議事機関としての機能確保と、より効果的な議会運営に必要な予算の確保に努め、町長に要求するものとします。

【条文の解説】

この条文は、議会機能を維持するための予算確保に関するものです。ただし、議会には予算編成権がないため、執行機関との調整が必要となります。

■第 17 条

（議論を尽くし英知を集める）

第 17 条 太子町議会と議員は、独断に陥ることを避け、集合知を活かし議論を尽くして適切かつ妥当な結論を導くよう努力します。

- 2 この条例は議会における最高規範であって、議会に関する他の条例や規則等を制定又は改廃する場合においては、この条例との整合性を図らなければなりません。

- 3 議会は、この条例の理念を議員に浸透させるため、議員の任期開始後速やかに、この条例に関する研修を実施します。

- 4 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかについて、任期中に 1 回以上の評価及び検証を行い、必要と認めた場合はこの条例の改正、その他の適切な措置を講じるものとします。

【条文の解説】

「十七条憲法」の第 17 条には、独断ではなく「必ず衆と論ずべし」とあり、議論することの大切さを最後にもう一度強調しています。

この条文には、議会が英知を結集し、議論を尽くすことによって議事機関としての役割を果たそうとする意図が込められています。

第 2 項は、この条例が議会における最高規範であることを明記しています。

第 3 項の「研修」は、議員が新たな任期を迎えるときにこの条例を確認し理解を深めるため、全員で行うことを想定しています。

第 4 項は、この条例の評価・検証、改正について記しています。

■ 附 則

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 3 日から施行する。

【条文の解説】

日本書紀によると、「十七条憲法」は推古 12 年（604 年）の旧暦 4 月 3 につくられたとされています（日本書紀 卷第二十二）。この記述に因んで、条例の施行日は令和 7 年 4 月 3 日としました。